食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額が変更されました

「健康保険及び国民健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額及び後期 高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部を改正する告示」(令和 7年厚生労働省告示第64号)が令和7年3月24日に告示されたことに伴い、次のと おり変更され、令和7年4月1日から適用されますので、お知らせします。

食事療養標準負担額(1食あたり)

	>	対象者区分	変更前	変更後
ア		一般	490円	5 1 0円
1	減額対象者 (市区町村民税非課税者)	ウ、エ以外の場合	2 3 0 円	240円
ウ		直近の12か月の入院日数(減額対象者としての入院日数に限る。)が90日を超える場合	180円	190円
工		組合員が70歳以上であり、かつ、 組合員及び全ての被扶養者の所得 が一定の基準に満たない場合	110円	110円

生活療養標準負担額

対象者区分			食費 (1食) 変更前	食費 (1食) 変更後	居住費(1日) 変更なし
ア	— 般	入院時生活療養 (I) を算定する 保険医療機関に入院	490円	5 1 0 円	370円
イ		入院時生活療養 (Ⅱ) を算定する 保険医療機関に入院	450円	470円	370円
ウ	減額対象者	エ以外の場合	230円	240円	370円
工		組合員が70歳以上であり、かつ、 組合員及び全ての被扶養者の所得 が一定の基準に満たない場合	1 4 0 円	1 4 0 円	370円